

Ⅲ 基礎条件

3 環境

～人と自然及び歴史的遺産が共生し、かつ環境への負荷が少ない持続可能な社会の形成に向け、総合的・計画的に取り組む必要があります～

私たち人類は、環境から食料や原料・エネルギーという形で資源を採取する一方で、不用物を排出しながら生活しています。言い換えれば、私たちは環境から多くの恵みを受けるとともに、環境へ負荷(悪い影響)を与えています。私たちはこのことを認識し、環境を構成する大気、水、土壌、生物などを良好な状態で維持していかなければなりません。

現在、不用物の排出などによる環境への負荷が、自然環境の持つ復元力の限界を超え、地球規模や一部の地域でさまざまな環境問題を招いています。日常的に営まれている市民生活及び事業活動が環境に負荷を与えていることから、すべての市民・事業者等が環境問題に関心を持ち、自発的に行動することが必要です。

そして、鎌倉の豊かな環境を次世代に継承していくためにも、緑*やごみなどの問題を自らの課題として受けとめ、さらに環境への負荷を軽減するためにライフスタイルを見直すなど、身近な環境問題に積極的かつ継続的に取り組むことが市民一人ひとりに求められています。

基本方針

- 人と自然・歴史的遺産が共存し、環境への負荷が少ない持続可能な社会の形成に向けて、環境基本計画等に基づいて総合的・計画的に環境行政を推進していきます。
- 国際的視野を持って、日常生活や事業活動から地球環境の保全を進めます。
- 人の健康が保護され、生活環境が保全されるよう大気、水、土壌等を良好な状態に保持します。
- 歴史的、文化的遺産及びそれを取り巻く自然環境を保全・活用することにより、伝統と文化の薫り高い歴史的、文化的環境を確保します。
- 地域性豊かな都市景観と居住環境を継承・発展させ、緑地、水辺地等を適正に保全することにより、うるおいとやすらぎのある良好な都市環境を創造します。
- 野生動植物の生息や生育に配慮し、健全な生態系を保持するとともに、人と自然の豊かなふれあいを確保します。
- 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用やエネルギーの有効利用に努め、循環型社会を形成します。
- 環境に関心を持ち、環境保全活動に取り組み、活動の環を広げます。

個別計画

■[第2期鎌倉市環境基本計画](#)

事務事業評価

■[環境基本計画推進事業\(環境-02\)](#)

関連リンク

■[第三次環境基本計画\(環境省\)](#)

みどり(緑):樹林地、草地、水辺地、岩石地やこれらに類する土地が単独で若しくは一体となって良好な自然環境を形成しているもの、公園、街路樹、公共施設の緑化地ほか、庭木までを含めた総称であり、これらがつくり出す景観や人間の精神的なもので含む包括概念をいう。